

奈良市公報

第139号

令和7年3月3日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告 示

月	日	番号	件名	主管
2	3	47	奈良市営住宅等定期募集入居者の募集	住宅課
2	3	48	道路の区域変更	土木管理課
2	3	49	道路の供用開始	土木管理課
2	3	50	観光案内所の開所時間の変更	観光戦略課
2	5	52	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
2	5	53	放置自転車等の保管	環境政策課
2	6	54	地域計画の決定	農政課
2	6	55	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定	介護福祉課
2	7	56	令和7年度の土地価格等縦覧帳簿等の縦覧期間等	資産税課
2	7	57	令和6年奈良市告示第187号（予防接種の実施）の全部改正	健康増進課
2	7	58	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2	10	59	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
2	12	60	住居番号の設定	市民課
2	12	61	住居番号の変更	市民課
2	12	62	放置自転車等の処分	環境政策課
2	13	63	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定	障がい福祉課
2	13	64	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）	障がい福祉課
2	13	65	児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者の指定（更新）	障がい福祉課
2	13	66	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の廃止	障がい福祉課
2	13	67	差押調書の公示送達	滞納整理課
2	13	68	令和6年度軽自動車税納税通知書の公示送達	市民税課

監 査

月	日	番号	件名
---	---	----	----

2	3	1	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	
2	14	2	住民監査請求に係る監査結果の公表	
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
2	3	4	奈良市排水設備指定工事店の指定	共同事務推進課
2	3	5	公共下水道の供用及び下水の処理の開始	下水道事業課
2	4	6	奈良市企業局指定給水装置工事事業者の廃止	共同事務推進課
2	5	7	奈良市流域関連公共下水道の事業計画案の公衆縦覧	下水道事業課
2	5	8	奈良市特定環境保全公共下水道（月ヶ瀬処理区）の事業計画案の公衆縦覧	下水道事業課
2	13	9	奈良市排水設備指定工事店の指定	共同事務推進課
2	14	1	奈良市公報号外第15号に掲載	企業総務課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
2	13	2	定例教育委員会の開催	教育政策課
選 挙 管 理 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
2	13	1	選挙人名簿の登録日の変更	
農 業 委 員 会				
月	日	番号	件 名	
2	7	2	農業委員会総会の招集	

告

示

奈良市告示第 47 号

奈良市営住宅等定期募集の入居者を次のとおり募集する。

令和 7 年 2 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 募集戸数

別紙のとおり

2 申込手続

(1) 入居申込書配布期間及び配布場所

令和 7 年 2 月 3 日 (月) から令和 7 年 2 月 17 日 (月) までの間、住宅課・各出張所・行政センター・市民サービスセンターで配布

(2) 入居申込受付期間

令和 7 年 2 月 3 日 (月) から令和 7 年 2 月 17 日 (月) 17 時まで

(3) 申込方法

ア 入居申込書に必要事項を記入し、郵送 (必着) 若しくは住宅課窓口へ持参又は住宅課ホームページからの申込み

イ 申込みは 1 世帯 1 通に限る。1 世帯が 2 通以上又は重複若しくは随時募集と同時に申込みをした場合は無効となる。

(4) 申込資格

ア 市営住宅 一般向 (ア) から (ウ) までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族 (婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、募集の翌月から 3 箇月以内に婚姻する予定の者又は配偶者に準ずる者として市長が認める者を含む。以下同じ。) があること。単身者の申込みは、次の a から j までのいずれかに該当する者に限り可能であるが、住宅に限られる。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

a 60 歳以上の者

b 身体障がいのある者 (障がいの程度が、身体障害者福祉法施行規則 (昭和 25 年厚生省令第 15 号) 別表第 5 号の 1 級から 4 級まで)

c 精神障がいのある者 (障がいの程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令 (昭和 25 年政令第 155 号) 第 6 条第 3 項に規定する 1 級から 3 級まで)

d 知的障がいのある者 (障がいの程度が c に相当)

e 戦傷病者で、その障がいの程度が、恩給法 (大正 12 年法律第 48 号) に規定する特別項症から第 6 項症まで又は第 1 款症の者

f 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている者

g 生活保護を受けている者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援を受けている者

h 海外からの引揚者で引き揚げた日から 5 年を経過していない者

i ハンセン病療養所入所者等

j 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号) の規定による一時保護、女性自立支援施設における保護、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号) の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者、裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して 5 年を経過していない者、女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の保護に関する証明書 (配偶者暴力対応機関、行政機関又は関係機関と連携して DV 被害者支援を行っている民間支援団体等が発行した配偶者からの暴力の被害を受けている旨を証明する書類を含む。) が発行されている者

(イ) 奈良市営住宅条例 (昭和 61 年奈良市条例第 14 号) に定められた収入基準 (基準月収額) 以下であるこ

と。

(ウ) 奈良市内に住所又は勤務場所を有する者で、かつ、住宅に困窮していること。

(エ) 奈良市内の市営住宅等に以前入居又は同居していた者は、家賃等の滞納及び家賃相当損害金等が未納でないこと、また、不正の行為による入居等、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）や奈良市営住宅条例等に違反したことがないこと。

(オ) 現在、市営住宅等に入居又は同居していないこと。ただし、家賃等の滞納がなく、同居している者が婚姻のため、新たに市営住宅等に入居を希望する場合は除く。（住宅課に届出なく市営住宅等に居住している場合は、上記(エ)の不正の行為に該当する。）

イ コミュニティ住宅 一般向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例（平成 4 年奈良市条例第 15 号）に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ア)から(イ)までの条件を満たすこと。

ウ 市営住宅 子育て世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(ウ)までの条件を満たすこと。

エ コミュニティ住宅 子育て世帯向 (ア)から(ウ)までの全ての条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) 奈良市コミュニティ住宅条例に定められた収入基準（基準月収額）以下であること。

(ウ) ア(ウ)から(イ)までの条件を満たすこと。

オ 市営住宅 多子世帯向 (ア)及び(イ)の条件に該当する者が申し込むことができる。

(ア) 18 歳未満の児童が 3 人以上いる世帯に属する者であること。

なお、世帯を不自然に分割しての申込みや、入居の申込みをする者以外の者に扶養されている者が同居する申込みはできない。

(イ) ア(イ)から(ウ)までの条件を満たすこと。

3 公開抽選と入居決定

(1) 抽選は公開で、別紙の日程で行う。

(2) 入居申込書の受付番号をもって抽選番号とする。

(3) 抽選により入居予定者及び補欠入居予定者を選考する。

ア 補欠入居予定者は、その回の募集についてのみ有効とする。

イ 落選した者への通知は行わない。

(4) 入居予定者に選考された者の提出書類

ア 住民票（市町村発行。提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

家族全員、続柄記載のもの。現在、別の場所に居住している親族（婚姻予定者を含む。）が同居する場合は、双方の住民票が必要である。

※ ただし、現在奈良市内に居住している者については住民票の提出は不要。

イ 所得に関する証明書（提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

入居予定者及び同居予定者全員分の所得に関する証明書が必要である。

(ア) 生活保護受給者以外の者

a 市県民税課税（又は非課税）証明書（所得額、扶養人数、控除額記載）（全員）

入居予定者及び同居予定者全員分の最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書（市区町村発行）が必要である。

※ ただし、基準日（令和 6 年 1 月 1 日）時点において奈良市内に住民票登録していた者の提出は不要。
基準日時点で奈良市に転入していない者は、転入前又は現在住民登録をしている市区町村で発行される最新年度の市県民税課税（又は非課税）証明書が必要である。

b 雇用契約書及び給与明細の写し（最近就職又は転職した者のみ）

最近就職した者については上記 a のほか、雇用契約書及び給与明細の写しの提出が必要である。

c 退職証明書（勤務先発行）又は離職票（最近退職又は転職した者のみ）

令和 5 年 1 月 1 日以降に退職した者については上記 a、転職した者については上記 a 及び b のほか、退職証明書又は離職票が必要である。

d 収支明細書（最近事業を始めた者のみ）

最近事業を始めた者については上記 a のほか、収支明細書の提出が必要である。

(イ) 生活保護受給者

生活保護受給証明書（市町村発行）

ウ 個人番号提供書（該当者のみ）

入居予定者又は同居予定者が奈良市外に居住しており、奈良市において住民情報及び所得の状況を調査することに同意する場合、個人番号提供書が必要である。

エ 賃貸借契約書の写し

現在居住している住宅の家賃額と契約者名がわかる書類が必要である。現在、入居予定者及び同居予定者以外の親族等が所有する住宅に居住している場合は、所有者が入居予定者及び同居予定者以外の親族等であること及び家屋の所在地番（現住宅と一致すること）が分かる書類が必要である。

オ 現住所付近の略図及び現住居の間取り図

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、双方の略図及び間取り図が必要である。

カ 戸籍謄本（該当者のみ。提出日の 3 箇月以内に発行されたもの。）

配偶者等がないことを確認するために必要である。入居予定者と別の世帯で住民票を届出している場合は、親族関係を確認するために必要である。（住民票上同一世帯の場合を除く。）

キ 同居承諾書（該当者のみ）

現在、入居予定者と別の場所に居住している同居予定者がいる場合は、同居承諾書が必要である。（様式は問わないが、双方の自らの署名が必要である。）

ク 身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は精神科の医師等からの診断書等の写し（該当者のみ）

身体障害者、戦傷病者、重度若しくは中度の知的障害者又はこれと同程度の精神的欠落を有していると判定された者であることを証明する書類が必要である。

ケ 婚姻予約証明書（該当者のみ）

婚姻予定者（募集月の翌月から 3 箇月以内に結婚する者）は婚姻予約証明書に必要事項を記入し、自ら署名の上、提出する。

コ 奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ証明書等（該当者のみ）

奈良市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱（令和 5 年奈良市告示第 384 号）に基づき、パートナーシップの宣誓等を行い、パートナーシップ宣誓登録簿に登録されている者は、その事実が確認できる証明書又は証明カードを提示し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓登録状況の照会に関する同意書に必要事項を記入し、署名の上、提出する。

サ 在職証明書（該当者のみ。提出日の約 2 週間以内に発行されたもの。）

入居予定者が奈良市以外に居住している場合は、奈良市に勤務場所（常勤）があることを確認するため必要である。

シ その他の書類

必要に応じ、上記以外の書類等を求めることがある。

(5) 入居資格審査

ア 入居予定者が提出した書類により、入居資格審査を行う。なお、この審査により入居資格がないことが判明した場合は、失格になり、補欠番号順に補欠入居予定者から入居予定者を選考する。

イ 入居資格審査に係る書類が期間内に提出されない場合、失格とする。

(6) 入居決定

ア 入居予定者について実態調査を行った上、入居者を決定する。なお、実態調査の結果と入居申込書及び提出書類の内容が事実と相違していた場合は失格とする。

イ 入居者は、指定入居日までに住宅敷金（本来家賃の 3 箇月分）、駐車場敷金（駐車場使用料の 3 箇月分。駐車場使用申込者のみ。）、入居月の家賃及び共益費（該当する住宅のみ）並びに駐車場使用料（駐車場使用申込者のみ）を納付する。

ウ 入居者は、入居者及び連帯保証人の実印を押印した請書等を提出する。提出がない場合は、入居を延期し、又は入居決定を取り消す場合がある。

4 その他

(1) 入居申込書及び提出書類は返却しない。

(2) 集合住宅については、家賃とは別に月々共益費等の負担が必要である。

別紙省略

(令和 7 年 2 月 3 日掲示済)

奈良市告示第 48 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	区 間	変更 前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	学園南一丁目 1068 番 5 地先から 学園南三丁目 1061 番 14 地先まで	前	15.1～15.1	24.7	
			後	78.5～78.5	24.7	
2	中町線	藤ノ木台二丁目 511 番 1 地先から 千代ヶ丘三丁目 7 番 30 地先まで	前	5.0～6.1	45.4	
			後	6.0～6.1	45.4	
3	南部第 62 号線	大安寺七丁目 884 番 3 地先から 大安寺七丁目 874 番 3 地先まで	前	4.3～6.1	53.4	
			後	4.3～5.6	53.4	
4	南部第 63 号線	大安寺六丁目 757 番 1 地先から 大安寺七丁目 752 番 1 地先まで	前	5.2～5.5	82.0	
			後	5.2～6.4	82.0	
5	南部第 67 号線	大安寺六丁目 823 番 3 地先から 大安寺六丁目 771 番 1 地先まで	前	6.0～6.6	19.0	
			後	6.0～6.6	19.0	
6	南部第 77 号線	大安寺一丁目 1234 番 4 地先から 大安寺一丁目 1233 番 1 地先まで	前	5.3～5.3	25.9	
			後	6.3～6.3	25.9	
7	南部第 78 号線	大安寺一丁目 1237 番 1 地先から 大安寺一丁目 1237 番 1 地先まで	前	6.8～6.8	9.5	
			後	6.8～7.3	9.5	
8	南部第 86 号線	東九条町 559 番地先から 東九条町 503 番 1 地先まで	前	4.1～5.1	45.2	
			後	4.1～6.0	45.2	
9	南部第 358 号線	藤原町 521 番 1 地先から 藤原町 531 番地先まで	前	2.0～2.2	31.7	
			後	2.0～2.6	31.7	
10	北部第 317 号線	古市町 1398 番 3 地先から 出屋敷町 60 番地先まで	前	4.4～6.3	52.5	
			後	4.5～6.3	52.5	
11	北部第 446 号線	北袋町 1 番 1 地先から 北袋町 24 番地先まで	前	4.6～5.2	53.5	
			後	4.6～6.3	53.5	
12	北部第 492 号線	法蓮町 396 番 6 地先から 法蓮町 376 番地先まで	前	5.6～5.6	43.6	
			後	5.6～6.0	43.6	
13	中部第 56 号線	秋篠町 1562 番 2 地先から 山陵町 1085 番 1 地先まで	前	6.0～9.2	103.4	
			後	6.3～9.2	103.4	
14	中部第 103 号線	敷島町一丁目 1073 番 1 地先から	前	7.4～10.5	43.7	

		敷島町一丁目 1076 番 27 地先まで	後	7.4～10.5	43.7	
15	中部第 106 号線	秋篠町 579 番 1 地先から	前	4.1～7.4	67.3	
		敷島町一丁目 1121 番 126 地先まで	後	4.7～8.2	67.3	
16	中部第 115 号線	秋篠町 560 番 1 地先から	前	2.5～3.6	56.7	
		秋篠町 1059 番 1 地先まで	後	2.8～3.6	56.7	
17	中部第 147 号線	中山町 145 番 3 地先から	前	6.0～6.1	25.5	
		中山町 143 番 5 地先まで	後	6.0～6.0	25.5	
18	中部第 1240 号線	左京一丁目 8 番 17 地先から	前	7.0～37.4	1295.6	
		朱雀四丁目 4 番地先まで	後	7.0～37.4	1442.4	
19	中部第 410 号線	六条西五丁目 1391 番 8 地先から	前	5.5～13.7	55.2	
		七条西町二丁目 899 番 5 地先まで	後	5.4～6.0	55.2	
20	中部第 647 号線	大宮町一丁目 501 番地先から	前	15.7～16.2	91.7	
		大宮町一丁目 14 番 1 地先まで	後	15.7～144.0	91.7	
21	中部第 678 号線	西大寺赤田町二丁目 970 番 5 地先から	前	4.0～10.6	68.0	
		西大寺赤田町一丁目 974 番 8 地先まで	後	4.0～9.5	68.0	
22	中部第 731 号線	菅原町 302 番 2 地先から	前	3.0～4.3	103.4	
		菅原町 317 番 1 地先まで	後	3.7～4.3	103.4	
23	中部第 844 号線	宝来町 475 番 5 地先から	前	1.9～4.8	98.0	
		宝来町 474 番 6 地先まで	後	1.9～4.2	98.0	
24	西部第 358 号線	あやめ池南八丁目 915 番 2 地先から	前	6.7～8.3	68.0	
		あやめ池南八丁目 915 番 3 地先まで	後	6.7～8.6	68.0	
25	西部第 560 号線	学園緑ヶ丘二丁目 3459 番 14 地先から	前	6.0～6.1	198.6	
		学園緑ヶ丘三丁目 5042 番 1 地先まで	後	6.0～6.1	198.6	
26	西部第 573 号線	富雄北二丁目 476 番地先から	前	4.1～6.0	64.7	
		富雄北二丁目 397 番 1 地先まで	後	4.2～6.1	64.7	
27	西部第 642 号線	藤ノ木台二丁目 511 番 1 地先から	前	8.4～8.5	21.8	
		中町 506 番 19 地先まで	後	8.4～8.5	21.8	

(令和7年2月3日揭示済)

奈良市告示第 49 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。その関係図書は、公示の日から 1 箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年2月3日

奈良市長 仲 川 元 庸

整理 番号	路線名	区 間	幅員 (m)	延長 (m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	学園南一丁目 1068 番 5 地先から 学園南三丁目 1061 番 14 地先まで	78.5～78.5	24.7	
2	中町線	藤ノ木台二丁目 511 番 1 地先から 千代ヶ丘三丁目 7 番 30 地先まで	6.0～6.1	45.4	
3	南部第 62 号線	大安寺七丁目 884 番 3 地先から 大安寺七丁目 874 番 3 地先まで	4.3～5.6	53.4	
4	南部第 63 号線	大安寺六丁目 757 番 1 地先から 大安寺七丁目 752 番 1 地先まで	5.2～6.4	82.0	
5	南部第 67 号線	大安寺六丁目 823 番 3 地先から 大安寺六丁目 771 番 1 地先まで	6.0～6.6	19.0	

6	南部第 77 号線	大安寺一丁目 1234 番 4 地先から 大安寺一丁目 1233 番 1 地先まで	6.3～6.3	25.9	
7	南部第 78 号線	大安寺一丁目 1237 番 1 地先から 大安寺一丁目 1237 番 1 地先まで	6.8～7.3	9.5	
8	南部第 86 号線	東九条町 559 番地先から 東九条町 503 番 1 地先まで	4.1～6.0	45.2	
9	南部第 358 号線	藤原町 521 番 1 地先から 藤原町 531 番地先まで	2.0～2.6	31.7	
10	北部第 317 号線	古市町 1398 番 3 地先から 出屋敷町 60 番地先まで	4.5～6.3	52.5	
11	北部第 446 号線	北袋町 1 番 1 地先から 北袋町 24 番地先まで	4.6～6.3	53.5	
12	北部第 492 号線	法蓮町 396 番 6 地先から 法蓮町 376 番地先まで	5.6～6.0	43.6	
13	中部第 56 号線	秋篠町 1562 番 2 地先から 山陵町 1085 番 1 地先まで	6.3～9.2	103.4	
14	中部第 103 号線	敷島町一丁目 1073 番 1 地先から 敷島町一丁目 1076 番 27 地先まで	7.4～10.5	43.7	
15	中部第 106 号線	秋篠町 579 番 1 地先から 敷島町一丁目 1121 番 126 地先まで	4.7～8.2	67.3	
16	中部第 115 号線	秋篠町 560 番 1 地先から 秋篠町 1059 番 1 地先まで	2.8～3.6	56.7	
17	中部第 147 号線	中山町 145 番 3 地先から 中山町 143 番 5 地先まで	6.0～6.0	25.5	
18	中部第 1240 号線	左京一丁目 8 番 17 地先から 朱雀四丁目 4 番地先まで	7.0～37.4	1442.4	
19	中部第 410 号線	六条西五丁目 1391 番 8 地先から 七条西町二丁目 899 番 5 地先まで	5.4～6.0	55.2	
20	中部第 647 号線	大宮町一丁目 501 番地先から 大宮町一丁目 14 番 1 地先まで	15.7～144.0	91.7	
21	中部第 678 号線	西大寺赤田町二丁目 970 番 5 地先から 西大寺赤田町一丁目 974 番 8 地先まで	4.0～9.5	68.0	
22	中部第 731 号線	菅原町 302 番 2 地先から 菅原町 317 番 1 地先まで	3.7～4.3	103.4	
23	中部第 844 号線	宝来町 475 番 5 地先から 宝来町 474 番 6 地先まで	1.9～4.2	98.0	
24	西部第 358 号線	あやめ池南八丁目 915 番 2 地先から あやめ池南八丁目 915 番 3 地先まで	6.7～8.6	68.0	
25	西部第 560 号線	学園緑ヶ丘二丁目 3459 番 14 地先から 学園緑ヶ丘三丁目 5042 番 1 地先まで	6.0～6.1	198.6	
26	西部第 573 号線	富雄北二丁目 476 番地先から 富雄北二丁目 397 番 1 地先まで	4.2～6.1	64.7	
27	西部第 642 号線	藤ノ木台二丁目 511 番 1 地先から 中町 506 番 19 地先まで	8.4～8.5	21.8	

(令和 7 年 2 月 3 日掲示済)

奈良市観光案内所規則（平成 21 年奈良市規則第 60 号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり観光案内所の開所時間を変更します。

令和 7 年 2 月 3 日

奈良市長 仲 川 元 庸

施 設 名	期 間	開所時間
奈良市総合観光案内所	令和 7 年 2 月 8 日、9 日、11 日	午前 9 時から午後 9 時まで
奈良市近鉄奈良駅観光案内所	令和 7 年 2 月 8 日、9 日、11 日	午前 9 時から午後 9 時まで

(令和 7 年 2 月 3 日揭示済)

奈良市告示第 51 号は、欠番

奈良市告示第 52 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により嵩自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 2 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及 び 住 所	田中 克尚 奈良市月ヶ瀬嵩 272 番地	藤森 秀一 奈良市月ヶ瀬嵩 36 番地の 4

2 変更の年月日

令和 7 年 1 月 1 日

(令和 7 年 2 月 5 日揭示済)

奈良市告示第 53 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 5 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 7 年 1 月 29 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円 (ただし、移動日から 14 日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111 (代表)

(令和 7 年 2 月 5 日揭示済)

奈良市告示第 54 号

農業経営基盤強化促進法 (昭和 55 年法律第 65 号) 第 19 条第 1 項に規定する地域計画を次のとおり定めたので、同条第 8 項の規定に基づき下記のとおり公告する。

令和 7 年 2 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 地域計画の区域
上深川地区 北村地区
- 2 地域計画の内容
別紙のとおり
別紙省略

(令和 7 年 2 月 6 日揭示済)

奈良市告示第 55 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条第 1 号及び第 115 条の 10 第 1 号の規定により公示する。

令和 7 年 2 月 6 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 指定年月日 令和 7 年 2 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		名称	住所	名称	住所
2970190902	訪問介護	株式会社和	奈良県奈良市佐紀町 2412 番地の 1 アイリスハイツ 2 号館 1 階	ヘルパーステーションなごみ	奈良県奈良市佐紀町 2412 番地の 1 アイリスハイツ 2 号館 1 階
2960199350	(介護予防) 訪問看護	株式会社 PLAYZ	奈良県生駒市東山町 433 番地 5	訪問看護ステーションのるん	奈良県奈良市押熊町 1296 番地の 2

(令和 7 年 2 月 6 日揭示済)

奈良市告示第 56 号

令和 7 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について、縦覧の場所及び縦覧の期間等を、地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) 第 416 条第 3 項及び奈良市税条例 (昭和 46 年奈良市条例第 12 号) 第 85 条第 2 項の規定により公示する。

令和 7 年 2 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 縦覧の場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市役所 総務部 資産税課
- 2 縦覧の期間
令和 7 年 4 月 1 日から同月 30 日まで (土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- 3 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

(令和7年2月7日揭示済)

奈良市告示第57号

令和6年奈良市告示第187号（予防接種の実施）の全部を次のように改正する。

令和7年2月7日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風・ヒブ感染症 (5種混合)、ジフテリア・百日せき・ポリオ・破傷風 (4種混合)、ジフテリア・百日せき・破傷風 (3種混合)	生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある者	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで	別紙1のとおり
ヒブ感染症	生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者		
ポリオ	生後2か月から生後90か月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風 (二種混合)	11歳以上13歳未満の者		
麻しん・風しん (MR)、麻しんまたは風しん	1 生後12か月から生後24か月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
	3 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性		厚生労働省ホームページによる
日本脳炎	1 生後6か月から生後90か月に至るまでの間にある者 2 9歳以上13歳未満の者 <特例> ・平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた20歳未満の者		別紙1のとおり
結核 (BCG)	1 歳に至るまでの間にある者		
小児肺炎球菌感染症	生後2か月から生後60か月に至るまでの間にある者		
ヒトパピローマウイルス	12歳となる日の属する年		

感染症	度の初日から 16 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 ＜キャッチアップ接種＞平成 9 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日生まれ的女子で、3 回接種が完了していない者		
水痘	生後 12 か月から生後 36 か月に至るまでの間にある者		
B 型肝炎	1 歳に至るまでの間にある者		
ロタウイルス感染症	＜経口弱毒性ヒトロタウイルスワクチン＞出生 6 週 0 日後から出生 24 週 0 日後までの間にある者 ＜五価経口弱毒性ロタウイルスワクチン＞出生 6 週 0 日後から出生 32 週 0 日後までの間にある者		
成人用肺炎球菌感染症	65 歳の者及び 60 歳以上 65 歳未満の者であって心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定める者		別紙 2 のとおり

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱（37.5 度以上）を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー（即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応）を呈したことが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんの予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) 風しん予防接種の対象者 3 にあつては、当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの及び風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、定期の予防接種を行う必要がないと認められる者
- (6) BCG 接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (7) B 型肝炎に係る予防接種の対象者にあつては、HBs 抗原陽性の者の胎内または産道において B 型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であつて、抗 HBs 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者
- (8) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあつては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）、重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (9) 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者にあつては、当該疾病にかかる法第 5 条第 1 項の規定による予防接種を受けたことのある者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者

- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) BCG については、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者
- (7) ロタウイルス感染症に係る予防接種対象者については、活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障害のある者

4 料金

- (1) 成人用肺炎球菌感染症予防接種については、自己負担金 3,000 円
- (2) それ以外の予防接種については、無料
- (3) 接種当日に、奈良市に住民登録がない者や予防接種の対象者の範囲に含まれない者は有料（全額負担）

5 長期療養者

長期にわたり療養を必要とする疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかったこと、その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、ロタウイルス感染症を除く当該特定疾病に係る予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項に規定する予防接種を受けることができなくなると認められる者については、当該特別の事情がなくなった日から起算して 2 年、成人用肺炎球菌感染症については 1 年を経過する日までの間（厚生労働省令で定める特定疾病にあつては、厚生労働省令で定める年齢に達するまでの間にある場合に限る。）、当該特定疾病に係る同項の政令で定める者とする。こと。（予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 3 条第 2 項関係）

6 その他

不明な点については、健康医療部健康増進課に問い合わせること。

別紙1

令和 7 年 2 月 7 日現在

予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		予 防 接 種 の 種 類												
医 療 機 関 名	所 在 地 （ 奈 良 市 ）	ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ	ジフ テリ ア 破傷 風	ポリ オ	麻し ん 風し ん 1期 2期	日 本 脳 炎	B C G	ヒ ブ	小児 肺炎 球菌	ヒト パロ ウマ イル ス	水 痘	B 型 肝 炎	ロ タ	ジフテリア 百日せき 破傷風 ポリオ ヒブ
ありまこどもク リニック	北登美ヶ丘四丁目1-18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
飯田医院	北市町36									○				
飯田医院	三条添川町3-3				○					○				
あやめ池いしい婦人 科クリニック	あやめ池北一丁目32- 21A204									○				
いずみクリニッ ク	西大寺国見町一丁目1 西大寺近鉄ビル1F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
伊藤医院	南永井町377-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
いぬいクリニッ ク	疋田町二丁目1-5	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
今村糖尿病内科 津田外科診療所	秋篠新町269-4		○		○	○				○	○	○		○
入江診療所	西大寺新町一丁目6-7	○	○	○	○		○	○	○		○	○	○	○
岩井内科クリ ニック	大宮町四丁目331-1	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
岩佐クリニック	朝日町一丁目3-1		○		○	○					○			
うえしげクリ ニック	三条桧町17-17 メディコートFSA2F							○	○	○	○			
植村医院	般若寺町170	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○		○
江川内科消化器 科医院	杉ヶ町11-2 杉ヶ中町ビル1F	○	○	○	○	○				○	○	○		○
衛藤医院	学園南一丁目1-17		○		○	○				○				
Mキッズクリ ニック	西登美ヶ丘二丁目11-12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大西クリニック	漢国町10	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
大橋耳鼻咽喉科	三条本町1-85	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
おおもりクリ ニック	六条二丁目18-36		○		○	○				○	○			
岡村産婦人科	西木辻町30-10									○				
おがわ小児科診 療所	鶴舞東町2-26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奥医院	東城戸町53		○		○	○								
折橋診療所	鳥見町三丁目11-1 富雄団地56-102	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鍛冶田クリニッ ク	北登美ヶ丘三丁目12-15									○				
かじもとこども クリニック	学園大和町三丁目203	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かみつじこども クリニック	押熊町547-1 忍熊ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
河原医院	中登美ヶ丘二丁目1981- 105									○				

1/5

北岡クリニック	林小路町1-11									○					
喜多野医院	中筋町26									○					
喜多野診療所	中筋町15				○	○		○	○	○	○	○	○		
北山医院	芝辻町一丁目9-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
きよ女性クリニック	石木町50-1									○					
クレヨン小児科	三松一丁目2-8-101	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
くわた在宅クリニック	神殿町313番地	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
こうあん診療所	三条大路一丁目1-90 奈良セントラルビル1F									○					
国分医院	南紀寺町五丁目53-1	○	○	○	○										○
後藤医院	右京三丁目19-1				○	○					○				
ことのは内科クリニック	六条二丁目18-3 奈良 六条医療モール1号	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
こばやし耳鼻咽喉科	学園北一丁目9-1 パラディⅡ5F	○	○	○	○	○				○	○	○		○	○
小山医院	中山町西三丁目444-1		○		○	○									
済生会奈良病院	八条四丁目643	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西大寺駅前内科 リウマチクリニック	西大寺南町5-29 大和西 大寺駅前第二ビル1階									○					
西大寺セントラルクリニック	菅原東二丁目20-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
齋藤医院	中登美ヶ丘二丁目1984- 58	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○
酒井内科医院	南京終町一丁目193-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
坂口医院	瓦堂町6-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さくらこどもクリニック	三条添川町1-20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
佐野内科医院	小西町10		○		○	○	○	○	○	○	○	○			
沢井病院	船橋町8	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○
塩谷内科診療所	左京一丁目13-37		○		○	○				○	○				
しだ小児科クリニック	中登美ヶ丘三丁目1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
島田医院	富雄北一丁目2-23									○					
庄野整形外科	六条二丁目19-8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
しらやま医院	尼辻中町10-27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市立奈良病院	東紀寺町一丁目50-1	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新大宮診療所	芝辻町四丁目7-2									○					
しんのクリニック	恋の窪一丁目5-1									○					

すぎはら婦人科	中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3F									○					
すくすくこども クリニック	菅原町648-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鈴木内科クリ ニック	西大寺本町5-8	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
須基内科医院	南京終町一丁目109-1	○	○	○	○			○	○		○	○		○	○
そめかわクリ ニック	中山町西四丁目456-1 T. S. ビル201	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○
高井レディース クリニック	油阪町1-66									○					
高浜医院	千代ヶ丘二丁目1-31		○		○	○		○	○	○	○				
田北クリニック	佐紀町2ならファミリー 別館3号館2・3F		○		○	○									
竹谷内科医院	富雄元町二丁目1-19 奥川ビル2F		○			○				○					
竹村内科医院	椿井町33	○	○	○	○	○				○	○	○			○
辰巳内科医院	六条一丁目3-39	○	○	○	○	○		○	○		○				○
田中小児科医院	右京四丁目14-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
谷掛整形外科診 療所	神殿町644-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
田村医院	四条大路一丁目7-19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ちえクリニック	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
つじもとクリ ニック	学園北二丁目1-5ローレルコー ト学園前レジデンス施設棟1F	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○
帝塚山クリニッ ク	帝塚山一丁目1-33-101 ツインコート帝塚山1F		○		○	○				○					
東大寺福祉療育 病院	雑司町406-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
富雄医院	富雄元町三丁目1-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
とみお岩崎クリ ニック	二名三丁目1046-1		○		○	○				○					
富雄産婦人科	三松四丁目878-1									○					
登美ヶ丘クリ ニック	中登美ヶ丘四丁目3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中井医院	大宮町三丁目4-33									○					
中岡内科クリ ニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシティ西大寺3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
中島クリニック	鶴舞東町2-11 松下興産ビル1F					○									
永田医院	芝辻町四丁目13-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
永野クリニック	鳥見町二丁目11-8	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○
中野産婦人科新 大宮院	四条大路一丁目3番57号									○					
ながみクリニッ ク	西登美ヶ丘五丁目3-8	○	○	○	○	○					○			○	○
なかむら小児科	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
なら家庭医療ク リニック	紀寺町416番地1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

奈良市立興東診療所	大柳生町4254				○												
奈良市立田原診療所	横田町336-1				○												
奈良市立月ヶ瀬診療所	月ヶ瀬尾山2790	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良市立都祁診療所	都祁白石町1084	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良市立柳生診療所	邑地町2786	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良西部病院	三碓町2143-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ならまち内科あいりレディースクリニック	紀寺町907-2									○							
奈良みあとクリニック	大安寺町514-1-C3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
なんぶ小児科アレルギー科	三条本町1-2 JR奈良駅NKビル3F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
にいのみ小児科	藤ノ木台三丁目4-17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西浦クリニック	三条本町7-21	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○					○
西尾外科医院	あやめ池南一丁目7-7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○
西村クリニック	四条大路一丁目1-30 東亜シティプラザ2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西脇医院	菅原町506-7	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○	○
西脇内科医院	神功3丁目7-29	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
のがみこどもクリニック	六条西一丁目12-59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はしもと内科	東向北町30-1 グランドカワイビル2F					○											
秦医院	西大寺国見町二丁目1-13	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はらだ医院	紀寺町607	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
はらだ糖尿病・腎・内科クリニック	中登美ヶ丘三丁目1番地1階	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東谷医院	南魚屋町37				○	○											
ひかりクリニック	学園北一丁目8-8 サンライトビル5F									○							
久永婦人科クリニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシティ西大寺3F									○							
日吉耳鼻咽喉科クリニック	中登美ヶ丘三丁目2-101	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ひらおか内科クリニック	あやめ池南六丁目3-36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平野医院	西大寺東町二丁目1-52									○							
ひらのレディースクリニック	西大寺南町5-26 T・Kビル西大寺SOUTH4F									○							
ファミリークリニック戸田	登美ヶ丘一丁目1-13	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○	○
福島医院	学園北一丁目9-1 パラディ学園前5F					○											
福山医院	尼辻中町11-3	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平城診療所	朱雀三丁目8-2	○	○	○	○	○					○	○					○

前川医院	東登美ヶ丘一丁目12-3										○				
まえだ医院	朱雀四丁目1-5									○					
前田医院	西新在家町2-6				○	○				○					
前田小児科医院	富雄元町四丁目8-14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
松井医院	三条桧町19-4	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
まほろばクリ ニック	奈良阪町2271-3									○					
三谷医院	神殿町171-4	○	○	○	○	○					○			○	○
むくぼ医院	平松一丁目31-22		○		○	○									
村嶋小児科医院	芝辻町二丁目11-7 大島ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
森井小児科医院	元興寺町32	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森田医院	高天市町32	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○			○
森田内科循環器 科クリニック	宝来三丁目3-21	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
森内科クリニッ ク	学園北一丁目11-4エル ・アベニュー学園前3F	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
森村医院	秋篠町922	○	○	○	○	○		○	○		○	○		○	○
矢追医院	高畑町1112	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
やすい小児科医 院	富雄元町一丁目12-1 オルサム富雄4F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安田医院	中山町西二丁目1052-50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
安田小児科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
やまざきクリ ニック	佐紀町2762-4					○									
やまだクリニッ ク	あやめ池北一丁目32- 21-A205		○		○	○				○					
大和診療所	大宮町二丁目6-9	○	○	○	○	○		○	○	○	○			○	○
やまもと小児科	朱雀六丁目9-5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
陽クリニック	大宮町四丁目241-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
洋子レディース クリニック	学園大和町三丁目40-2									○					
吉田病院	西大寺赤田町一丁目7-1									○					
吉本医院	大宮町六丁目5-5	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○
よねだ内科クリ ニック	学園大和町六丁目1542- 382	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
らくじクリニッ ク	南新町19-1 南新町ビル1F				○					○					
和田医院	恋の窪三丁目7-3	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		○	○
和田内科外科医 院	六条緑町三丁目8-48		○												

別紙2 成人用肺炎球菌登録医療機関		(令和7年2月7日現在)
予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	電 話 (0742)	
医 療 機 関 名	所 在 地 (奈 良 市)	
あおきクリニック	あやめ池南六丁目8-40	81-7596
あそだ内科クリニック	芝辻町四丁目2-2 新大宮伝宝ビル5F	35-2202
阿部クリニック	学園南一丁目2-20	44-5155
あやめ池診療所	あやめ池南六丁目1-7	45-0460
あやめ池いしい婦人科クリニック	あやめ池北一丁目32-21 A204	52-0600
飯田医院	北市町36	23-0701
飯田医院	三条添川町3-3	34-0333
いがらし整形外科	朱雀三丁目14-1 プロムナード高の原2F	71-5553
いけだクリニック	中町4842-1	93-4381
いしかわ心臓クリニック	富雄元町二丁目6-48 ライオンズプラザ富雄1F	81-9500
石崎内科天満診療所	高畑町1073 中尾ビル102	27-3601
いずみクリニック	西大寺国見町一丁目1 西大寺近鉄ビル1F	52-2601
伊藤医院	五条町9-43	35-5557
伊藤医院	南永井町377-3	61-3677
稲垣医院	西登美ヶ丘四丁目5-14	49-0777
いぬいクリニック	疋田町二丁目1-5	81-7810
今村糖尿病内科津田外科診療所	秋篠新町269-4	47-7082
入江診療所	西大寺新町一丁目6-7	30-5151
岩井内科クリニック	大宮町四丁目331-1	33-3006
岩崎耳鼻咽喉科医院	西大寺南町12番2号	46-3357
岩佐クリニック	朝日町一丁目3-1	40-3331
うえしげクリニック	三条桧町17-17 メディコートFSA2F	36-7564
植村医院	般若寺町170	26-5395
植山医院	朱雀五丁目11-12	70-6555
梅谷内科クリニック	富雄川西二丁目7-7 富雄川西メディカルビル1F	47-1151
梅の木クリニック	尼辻中町10-25	30-3633
うらもとクリニック	四条大路一丁目3-53	93-7575
江川内科消化器科医院	杉ヶ町11-2 杉ヶ中町ビル1F	24-9055
衛藤医院	学園南一丁目1-17	43-2525

おうとくクリニック	三条本町8-1	32-0109
大西内科医院	あやめ池南二丁目2-8	46-5381
大橋耳鼻咽喉科	三条本町1-85	35-6860
おおまえ医院	大宮町三丁目1-33 エクセレンスビル1F	33-7830
おおもりクリニック	六条二丁目18-36	53-3955
おおやま耳鼻咽喉科	神殿町694-1	64-3033
おがわ小児科診療所	鶴舞東町2-26 第二岡田ビル1F	44-1155
奥医院	東城戸町53	22-6113
尾崎二郎整形外科東大寺前	川久保町19-1	20-2601
おしくまクリニック	押熊町547-1 忍熊ビル1F	53-1700
折橋診療所	鳥見町三丁目11-1 富雄団地56-102	45-4777
甲斐内科消化器内科クリニック	三条本町1-2 JR奈良駅NKビル3F	81-3565
学園前きたにクリニック	学園北一丁目14-13	53-7117
学園南クリニック	学園大和町二丁目27	51-9111
鍛冶田クリニック	北登美ヶ丘三丁目12-15	52-3001
柏井クリニック	芝辻町四丁目13-3	34-5451
片岡診療所	二条町二丁目3-10	33-5385
かづきクリニック	大宮町五丁目1-10-1	32-3201
門野医院	西大寺国見町二丁目3-17	48-9267
金田内科医院	南市町6	26-6170
金田内科クリニック	西御門町28 北川ビル2F	26-2255
河原医院	中登美ヶ丘二丁目1981-105	44-1795
北岡クリニック	林小路町1-11	23-9805
喜多野医院	中筋町26	23-2131
喜多野診療所	中筋町15	22-6041
北村皮膚科医院	西大寺南町12番17号	41-1112
北山医院	芝辻町一丁目9-5	33-6383
きよ女性クリニック	石木町50-1	53-0411
きわもと泌尿器科クリニック	押熊町547-1 忍熊ビル3F	52-7580
くがい整形外科	あやめ池北一丁目32-21-A203	81-3218
楠原クリニック	小川町4	26-0026

くわた在宅クリニック	神殿町313	93-9323
こうあん診療所	三条大路一丁目1-90 奈良セントラルビル1F	32-0510
国分医院	南紀寺町五丁目53-1	22-2266
小島診療所	学園南三丁目4-24	49-1287
こたけ整形外科	中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟3F	52-7779
後藤医院	右京三丁目19-1	71-1180
ことのは内科クリニック	六条二丁目18-3 奈良六条医療モール1号	52-8823
こばやし耳鼻咽喉科	学園北一丁目9-1 パラディ学園前II 5F	40-1133
小山医院	中山町西三丁目444-1	49-2205
こんどう泌尿器科・内科クリニック	南京終町710-1	63-7150
西大寺駅前内科・リウマチクリニック	西大寺南町5-29 大和西大寺駅前第二ビル102	53-3200
西大寺セントラルクリニック	菅原東二丁目20-13	49-7523
齋藤医院	中登美ヶ丘二丁目1984-58	44-3656
酒井内科医院	南京終町一丁目193-5	63-0701
坂口医院	瓦堂町6-1	22-4514
さくら診療所	南京終町一丁目183-25	50-1600
さくらい悟良整形外科クリニック	鶴舞西町1-16 マツヨシビル2F	81-9711
佐野内科医院	小西町10	22-3277
佐保川診療所	今在家町38	22-3201
塩田医院	此瀬町358-1	81-0002
塩谷内科診療所	左京一丁目13-37	71-3950
しき地診療所	佐保台一丁目3571-208	71-0034
島田医院	富雄北一丁目2-23	44-0004
島本クリニック	西大寺南町5-26 T・Kビル西大寺SOUTH3F	53-2100
清水内科医院	朱雀四丁目1-26	71-3599
しみず泌尿器科クリニック	西大寺南町17-3 カーサ・ウェルネス102	40-0432
庄野整形外科	六条二丁目19-8	46-1235
しらい内科医院	青山四丁目2-3	27-4858
しらやま医院	尼辻中町10-27	35-1788
新大宮診療所	芝辻町四丁目7-2	33-7800
しんのクリニック	恋の窪一丁目5-1	87-0577

すくすくこどもクリニック	菅原町648-1	40-3939
鈴木内科クリニック	西大寺本町5-8	33-3786
須基内科医院	南京終町一丁目109-1	61-5111
せいかクリニック	藤ノ木台三丁目2-12	46-8666
清和会クリニック	学園大和町五丁目724-4	52-1000
そめかわクリニック	中山町西四丁目456-1 T.S.ビル2F	51-9938
高井レディースクリニック	油阪町1-66	26-0551
高木医院	三条町2-474 福森ビル2F	26-2050
高の原すずらん内科	右京一丁目3-4	95-6888
高畑診療所	高畑町95-1	23-3202
高浜医院	千代ヶ丘二丁目1-31	52-7010
田北クリニック	佐紀町2 ならファミリー別館3号館2・3F	36-5551
竹谷内科医院	富雄元町二丁目1-19 奥川ビル2F	45-2011
竹村内科医院	椿井町33	22-4617
辰巳内科医院	六条一丁目3-39	46-9330
田中医院	百楽園二丁目1-1	44-6669
谷掛整形外科診療所	神殿町644-1	62-7577
玉木耳鼻咽喉科	椿井町43	26-6587
田村医院	四条大路一丁目7-19	33-0635
たんしょう内科腎臓内科皮膚科クリニック	鳥見町二丁目8-7	46-8880
ちえクリニック	学園北一丁目14-13 メディカル学園前3F	93-7412
つかもと整形外科	花芝町28 丸谷ビル1F	23-5680
辻野医院	学園朝日町2-15-2	44-2435
つじもとクリニック	学園北二丁目1-5 ローレルコート 学園前レジデンス施設棟1F	51-7000
土谷耳鼻咽喉科	西紀寺町32-3	23-4187
坪村診療所	南市町25	22-2756
つるた内科	学園大和町五丁目117	51-3300
出口脳神経クリニック	高天町38-3 近鉄高天ビル1F	25-5200
帝塚山クリニック	帝塚山一丁目1-33-101 ツインコート帝塚山1F	41-8833
寺崎クリニック	南城戸町67	22-5091
富雄医院	富雄元町三丁目1-2	45-0178

とみお岩崎クリニック	二名三丁目1046-1	93-8755
とみお診療所	三碓二丁目1-6	45-7480
登美ヶ丘おおのクリニック	中登美ヶ丘三丁目3 アクロスプラザ奈良登美ヶ丘2階	93-8562
登美ヶ丘クリニック	中登美ヶ丘四丁目3	41-6556
中井医院	大宮町三丁目4-33	33-7785
中井耳鼻咽喉科	学園北二丁目1-6-B-3	46-2668
中岡内科クリニック	西大寺東町二丁目1-63 サンワシ ティ西大寺3F	32-3800
なかがわ呼吸器科・アレルギー科医院	朱雀五丁目3-8	70-5433
長崎医院	学園北一丁目3-17	45-4114
中島クリニック	鶴舞東町2-11 松下興産ビル1F	47-3344
永田医院	芝辻町四丁目13-1	34-7025
なかた整形外科	中山町西四丁目456-1 T. S. ビル1F	53-0051
中野司朗レディースクリニック	北登美ヶ丘五丁目2-1	51-0101
永野クリニック	鳥見町二丁目11-8	45-3550
ながみクリニック	西登美ヶ丘五丁目3-8	43-3359
なかむら小児科	学園北一丁目14-13 メディカル学 園前3F	43-7713
中村脳神経外科クリニック	学園大和町二丁目125-5	81-7774
なないろクリニック	中山町西二丁目939-77	52-0716
なら家庭医療クリニック	紀寺町416番地1	81-8882
奈良甲状腺クリニック	西大寺南町5-26 T・Kビル西大寺 SOUTH4F	95-9084
奈良市立興東診療所	大柳生町4254	93-0130
奈良市立田原診療所	横田町336-1	81-0027
奈良市立月ヶ瀬診療所	月ヶ瀬尾山2790	(0743) 92-0030
奈良市立都祁診療所	都祁白石町1084	(0743) 82-1411
奈良市立柳生診療所	邑地町2786	94-0210
なら内視鏡クリニック	三条本町9-1 三条通ガーデンハイ ツ1F	32-2882
ならまち内科あいりレ ディースクリニック	紀寺町907-2	23-9072
奈良みあとクリニック	大安寺町514-1-C3	34-7550
ならやま診療所	右京三丁目2-2	71-1000
西浦クリニック	三条本町7-21	23-0865
西尾外科医院	あやめ池南一丁目7-7	45-0002

西川耳鼻咽喉科医院	右京三丁目23-6	71-9470
にしで整形外科	南京終町二丁目1201-14 エービスビル1F	63-2500
西の京病院西大寺クリニック	西大寺南町14番24号 明光第6ビル2F	52-3711
西村クリニック	四条大路一丁目1-30 東亜シティプラザ2F	36-1241
にしやまクリニック	右京一丁目3-4 すずらん南館2F	72-1122
西脇医院	菅原町506-7	44-8866
西脇クリニック	東紀寺町二丁目7-13	27-3033
西脇内科医院	神功三丁目7-29	71-3336
のがみこどもクリニック	六条西一丁目12-59	43-1086
はしもと内科	東向北町30-1 グランドカワイビル2F	25-2828
長谷整形外科クリニック	藤ノ木台四丁目6-4	51-6777
秦医院	西大寺国見町二丁目1-13	45-0822
花本クリニック	西登美ヶ丘三丁目18-3	46-0731
浜田クリニック	学園南一丁目3-4	45-9000
はらだ医院	紀寺町607	22-6817
はらだ糖尿病・腎・内科クリニック	中登美ヶ丘三丁目1-1階	52-1171
東谷医院	南魚屋町37	22-5731
ひかりクリニック	学園北一丁目8-8 サンライトビル5F	51-0051
日吉耳鼻咽喉科クリニック	中登美ヶ丘三丁目2 ローレルスクエア登美ヶ丘東館Ⅱ101号	52-3871
ひらおか内科クリニック	あやめ池南六丁目3-36	41-8810
ファミリークリニック戸田	登美ヶ丘一丁目1-13	52-5500
福島医院	学園北一丁目9-1 パラディ学園前Ⅱ5F	45-3000
福山医院	尼辻中町11-3	33-5135
藤岡医院	登美ヶ丘三丁目14-5	53-4615
平城園診療所	秋篠町1567	52-3820
北和在宅救急クリニック	柏木町519-21	95-9915
前川医院	東登美ヶ丘一丁目12-3	46-2246
まえだ医院	朱雀四丁目1-5	71-1221
前田医院	西新在家町2-6	27-1233
前田小児科医院	富雄元町四丁目8-14	46-3113
松井医院	三条桧町19-4	35-1310

松尾医院	学園大和町一丁目26	46-3381
まつお内科	中登美ヶ丘六丁目6-3-3 リコラス 登美ヶ丘A棟3F	52-8551
松下クリニック	登美ヶ丘二丁目5-21	48-6022
まつむら整形外科クリニック	学園中三丁目705-63	53-0012
まほろばクリニック	奈良阪町2271-3	25-2211
丸山診療所	丸山二丁目1220-163	51-7336
三谷医院	神殿町171-4	61-5057
みやぎわ内科クリニック	押熊町1141	43-5508
むくぼ医院	平松一丁目31-22	44-1735
村井整形外科	富雄北二丁目3-3	51-6788
森井小児科医院	元興寺町32	24-3161
森田医院	高天市町32	22-3836
森田診療所	学園南一丁目2-1	45-0603
森田内科循環器科クリニック	宝来三丁目3-21	47-5177
森内科クリニック	学園北一丁目11-4 エル・アベ ニュー学園前3F	49-6663
森村医院	秋篠町922	45-4722
矢追医院	高畑町1112	22-2225
やすい小児科医院	富雄元町一丁目12-1 オルサム富雄 4F	43-2587
安田医院	中山町西二丁目1052-50	47-0156
安田小児科医院	あやめ池南二丁目2-9 賀川ビル2F	44-0385
やまがた内科医院	法蓮町1095	20-6220
やまざきクリニック	佐紀町2762-4	34-3675
山田胃腸科肛門科	鳥見町一丁目1-1	47-3870
やまだクリニック	あやめ池北一丁目32-21-A205	81-3246
大和診療所	大宮町二丁目6-9	36-5600
やまね内科クリニック	西大寺新田町1-12-2	53-7716
やまもと小児科	朱雀六丁目9-5	72-0055
陽クリニック	大宮町四丁目241-1	32-3720
洋子レディースクリニック	学園大和町三丁目40-2	51-1200
吉川診療所	柴屋町4	61-7913
吉本医院	大宮町六丁目5-5	33-5111

よねだ内科クリニック	学園大和町六丁目1542-382	48-7310
よもさ痛みのクリニック	四条大路五丁目1-55	32-5550
らくじくクリニック	南新町19-1 南新町ビル1F	26-4165
和田医院	恋の窪三丁目7-3	35-1771
和田内科外科医院	六条緑町三丁目8-48	41-2000
おかたに病院	南京終町一丁目25-1	63-7700
五条山病院	六条西四丁目6-3	44-1811
済生会奈良病院	八条四丁目643	36-1881
沢井病院	船橋町8	23-3086
市立奈良病院	東紀寺町一丁目50-1	24-1251
石洲会病院	四条大路一丁目9-4	34-6300
高の原中央病院	右京一丁目3-3	71-1030
東大寺福祉療育病院	雑司町406-1	22-5577
奈良医療センター	七条二丁目789	45-4591
奈良春日病院	鹿野園町1212-1	24-4771
奈良西部病院	三碓町2143-1	51-8700
奈良セントラル病院	石木町800	93-8520
奈良東九条病院	東九条町752	61-1118
ならまちリハビリテーション病院	杉ヶ町57-1	20-3700
西奈良中央病院	鶴舞西町1-15	43-3333
西の京病院	六条町102-1	35-1121
松倉病院	川之上突抜町15	26-6941
吉田病院	西大寺赤田町一丁目7-1	45-4601

(令和 7 年 2 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 58 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 2 月 7 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 10 月 3 日 奈良市指令整開 第 24A-26 号

令和 7 年 1 月 15 日 奈良市指令整開 第 24A-26-1 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 7 年 2 月 7 日 第 1928 号

公共施設 令和 7 年 2 月 7 日 第 976 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法華寺町 394 番及び 395 番（水路含む。）

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市法華寺町 404 番地

福井 宣秋

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 調整池

奈良市法華寺町 394 番の一部及び 395 番の一部

(令和 7 年 2 月 7 日揭示済)

奈良市告示第 59 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和 7 年 2 月 10 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 許可の年月日及び番号

令和 6 年 10 月 16 日 奈良市指令整開 第 24A-28 号

令和 6 年 12 月 6 日 奈良市指令整開 第 24A-28-1 号

令和 7 年 1 月 30 日 奈良市指令整開 第 24A-28-2 号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和 7 年 2 月 10 日 第 1929 号

公共施設 令和 7 年 2 月 10 日 第 979 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市法蓮町 154 番 1 及び 154 番 2 の各一部

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市法蓮町 1152 番地

川口 幹夫、川口 伸子

5 公共施設の種類、位置及び区域

(1) 調整池

奈良市法蓮町 154 番 1 及び 154 番 2 の各一部

(令和 7 年 2 月 10 日揭示済)

奈良市告示第 60 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条の規定により、次のとおり、住居番号を設定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

住居番号をつけた建造物の表示		
帝塚山五丁目 7 番 9 号	菅原東二丁目 27 番 15 号	平松一丁目 2 番 32 号
西登美ヶ丘八丁目 17 番 8 号	西大寺小坊町 1 番 3 号	
秋篠三和町一丁目 5 番 18 号	六条西五丁目 15 番 19-2 号	
菅原東二丁目 23 番 1 号	二条町二丁目 4 番 19-室番号	
三条添川町 1 番 34-1 号	藤ノ木台一丁目 8 番 13 号	
あやめ池南一丁目 5 番 23 号	西登美ヶ丘七丁目 11 番 7-2 号	
あやめ池南一丁目 5 番 24 号	学園南二丁目 12 番 9-2 号	
三碓一丁目 2 番 11 号	東登美ヶ丘五丁目 2 番 2 号	
大安寺一丁目 16 番 2-1 号	四条大路三丁目 2 番 55-4 号	
秋篠三和町一丁目 16 番 48 号	大安寺一丁目 16 番 2-3 号	
疋田町二丁目 3 番 42 号	西登美ヶ丘四丁目 18 番 4 号	
大安寺五丁目 13 番 16 号	帝塚山三丁目 6 番 22 号	
西大寺野神町二丁目 2 番 7 号	四条大路五丁目 1 番 11 号	
東紀寺町三丁目 5 番 5 号	菅原東二丁目 23 番 29 号	
秋篠早月町 4 番 12 号	あやめ池南四丁目 4 番 6 号	
秋篠早月町 4 番 18 号	あやめ池北一丁目 9 番 17 号	
秋篠早月町 4 番 19 号	宝来三丁目 7 番 8-2 号	
五条西一丁目 18 番 1 号	富雄北二丁目 2 番 31 号	
大安寺七丁目 26 番 14 号	三条桧町 13 番 7-2 号	

(令和 7 年 2 月 12 日掲示済)

奈良市告示第 61 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42 年奈良市条例第 21 号）第 3 条第 3 項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第 4 項の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更する住居番号

住居番号を変更した建造物の表示	
変更前	六条一丁目 29 番 10 号
変更後	六条一丁目 29 番 8 号

(令和 7 年 2 月 12 日掲示済)

奈良市告示第 62 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 10 条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和 59 年奈良市規則第 35 号）第 5 条の規定により告示する。

令和 7 年 2 月 12 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から 60 日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

3 処分年月日

令和 7 年 2 月 26 日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和 6 年 5 月 1 日、同月 8 日、同月 15 日、同月 22 日及び同月 29 日

(令和 7 年 2 月 12 日揭示済)

奈良市告示第 63 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 7 年 2 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定年月日 令和 7 年 2 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910104492	株式会社 メディカルケア飛鳥	630-0123	奈良県生駒市 真弓南一丁目 12-6	グループ ホーム優	631-0015	奈良県奈良市 学園朝日元町 一丁目 507 番 地の 6	短期入所	令和 13 年 1 月 31 日
2910104500	株式会 社てまり	630-8325	奈良県奈良市 西木辻町 121 番地 2 朝日ブ ラザ奈良プレ シオ 201 号室	ポテンシ ヤル	630-8013	奈良県奈良市 三条大路 1- 10-10 第 3 タ カハシビル 2F	就労継続 支援 A 型、就労 継続支援 B 型	令和 13 年 1 月 31 日
2920100779	株式会社 メディカルケア飛鳥	630-0123	奈良県生駒市 真弓南一丁目 12-6	グループ ホーム優	631-0015	奈良県奈良市 学園朝日元町 一丁目 507 番 地の 6	共同生活 援助	令和 13 年 1 月 31 日

(令和 7 年 2 月 13 日揭示済)

奈良市告示第 64 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者を指定（更新）したので、同法第 51 条第 1 号の規定に基づき告示する。

令和 7 年 2 月 13 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和 7 年 2 月 1 日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2910102934	有限会社 MYP 食品	630-8115	奈良県奈良市 大宮町六丁目 6 番地の 11 ウ インズビル 2F	MYP 食品 作業所	630-8115	奈良県奈良市 大宮町六丁目 6 番地の 11 ウ インズビル 1F・2F	就労継続 支援 B 型	令和 13 年 1 月 31 日
2910102942	株式会社 結加	630-8444	奈良県奈良市 今市町 361 番 地の 6	デイサー ビスゆう か	630-8444	奈良県奈良市 今市町 361 番 地の 6	生活介護	令和 13 年 1 月 31 日
2910102959	社会福祉 法人青葉	630-2152	奈良県奈良市 杣ノ川町 50	南紀寺自 立生活援	630-8303	奈良県奈良市 南紀寺町四丁	自立生活	令和 13 年

	仁会		番地の1	助センター		目133番地6	援助	1月31日
2910102967	株式会社 ライフイ ノベーション	630-8452	奈良県奈良市 北之庄西町二 丁目8-13	ライフイ ノベーション 油阪 事業所	630-8247	奈良県奈良市 油阪町446- 17	就労継続 支援B型	令和13年 1月31日
2920100217	社会福祉 法人ぷろ ぼの	630-8115	奈良県奈良市 大宮町三丁目 5-39第3や まと建設ビル 201号	GHぷろ ぼの	630-8357	奈良県奈良市 杉ヶ町35さ やか杉ヶ町マ ンション301 号	共同生活 援助	令和13年 1月31日

(令和7年2月13日掲示済)

奈良市告示第65号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者を指定（更新）したので、同法第21条の5の25第1号の規定に基づき告示する。

令和7年2月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 指定更新年月日 令和7年2月1日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類	指定 有効期限
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所		
2950161071	合同会社 mugi	631-0016	奈良県奈良市 学園朝日町9 番1号	むぎわら ぼうし	631-0016	奈良県奈良市 学園朝日町9 番1号	児童発達 支援、放 課後等デ イサービ ス	令和13年 1月31日

(令和7年2月13日掲示済)

奈良市告示第66号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者を廃止したので、同法第51条第2号の規定に基づき告示する。

令和7年2月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 廃止年月日 令和7年1月31日

事業所番号	事業者			事業所			サービス 種類
	名称	郵便番号	住所	名称	郵便番号	住所	
2910104112	一般社団 法人優	631-0015	奈良県奈良市学 園朝日元町一丁 目507番地の6	介護ステー ション優、 マザーhome	631-0015	奈良県奈良市学 園朝日元町一丁 目507番地の6	居宅介護、 重度訪問介 護、行動援 護、短期入 所
2920100373	株式会社 ピース	639-1013	奈良県大和郡山 市朝日町6番3 号	グループホ ームホープ	630-8441	奈良県奈良市神 殿町605番地の 12	共同生活援 助
2920100548	一般社団 法人優	631-0015	奈良県奈良市 学園朝日元町 一丁目507番	マザーhome	631-0015	奈良県奈良市 学園朝日元町 一丁目507番	共同生活援 助

地の6

地の6

(令和7年2月13日揭示済)

奈良市告示第67号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和7年2月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(令和7年2月13日揭示済)

奈良市告示第68号

令和6年度軽自動車税（種別割）納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は総務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和7年2月13日

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 送達をすべき文書
令和6年度軽自動車税（種別割）納税通知書
- 2 送達をすべき文書の発送年月日
令和6年5月10日
- 3 送達を受けるべき者
別紙に記載
別紙省略

(令和7年2月13日揭示済)

監**査****奈良市監査委員告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和7年2月3日

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	寺 川 拓
同	道 端 孝 治
同	中 西 吉日出

長寿福祉課

監査結果公表日 令和5年12月28日（奈良市監査委員告示第20号）

措置結果通知日 令和7年1月10日

[監査の結果]	[措置の内容]
奈良市老人福祉センターの管理については、指定管理者制度が導入されており、基本協定書において、指定管理料で購入した物品の所有権は市に帰属するものとされていたが、所管課は指定管理者が購入した物品の確認を行っていないかった。 このため状況を確認したところ、備品台帳への登録が必要な物品について、登録漏れの事例が複数のセンターにおいて見受けられた。 登録が漏れていた備品について速やかに現物を確認し、備品台帳への登録を行った上で、市の財産として適切に管理されたい。	奈良市老人福祉センターにおける指定管理料で購入した備品について、各老人福祉センターから報告を受け、現物を確認した上で、令和 6 年度に全ての備品について備品台帳への登録を行いました。 今後、新たに購入する備品についても漏れなく登録を行うとともに、これら備品について市の財産として適切に管理して参ります。

住宅課

監査結果公表日 令和 6 年 12 月 27 日 (奈良市監査委員告示第 18 号)

措置結果通知日 令和 7 年 1 月 20 日

[監査の結果]	[措置の内容]
職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員 2 人の市外旅費について、支払が行われていなかった。 旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れの無いよう徹底されたい。	監査の指摘を受け、令和 6 年 12 月 5 日に当該職員の旅費について、支払を行いました。 また、旅費の支払状況について財務会計システムにより確認することを課内で周知し、再発防止を図りました。

(令和 7 年 2 月 3 日揭示済)

奈良市監査委員告示第 2 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第 5 項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

令和 7 年 2 月 14 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出
奈 監 第 134 号
令和 7 年 2 月 13 日

請求人住所・氏名省略

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 寺 川 拓
同 道 端 孝 治
同 中 西 吉日出

奈良市職員措置請求の監査結果について（通知）

令和 6 年 12 月 13 日に提出のあった、奈良市職員措置請求（以下「本件住民監査請求」という。）に係る監査の結果について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により次のとおり通知します。

第 1 請求の受付**1 請求の要旨**

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。なお、内容については、原則として提出書面を原文のまま記載している。

奈良市職員措置請求書

1 請求の要旨

令和 6 年 9 月 6 日に提出した行政文書開示請求について総務課情報公開係より同年 9 月 9 日に受付した旨の通知が届いた。その後、9 月 24 日付けで期限延期通知が届いたが、その内容が間違っており総務課にも文書の内容を確認してもらうよう土木管理課長補佐に電話した。そして 9 月 30 日付けの郵便が届いたが、まだ訂正されていなかったの一度総務課に私に届いた文書を確認して貰うよう土木管理課長補佐に電話で連絡した。そこで 10 月 7 日に発送された郵便が届いたが未だ間違ったままであったので土木管理課長補佐に総務課にーから文書を確認して貰うよう連絡した。10 月 15 日に発送された郵便が届き、やっと訂正されたものだが、届いた通知書を見ると 9 月 24 日付けとなっていた。

私が提出した行政文書開示請求書は令和 6 年 9 月 6 日付けであるのに上述のように奈良市から届いた通知では令和 5 年 5 月 19 日と訳の分からない日付であり、更に 10 月 15 日に発送された郵便では通知書発出日が 9 月 24 日付となっている等日付管理及び文書管理があまりにも杜撰である。

上記 3 回 (9 月 24 日発、9 月 30 日発、10 月 7 日発) の郵便代金は不適正な支出であるので担当者並びに土木管理課長及び総務課長に支払わせるよう措置を請求します。郵便切手も市民の税金からの支出であり安直に発送しなれば良いものではなく最善の注意を払い市の行政を掌る義務が職員にはあるはずである。

併せて過去にもこのような郵便代金が無駄となった事例があるかどうかを郵便料金の受払簿が存続している範囲で土木管理課と総務課について監査し、複数回同一人物に同一内容で郵送しているものがあれば当該職員に支払わせるよう措置を請求します。

2 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

本件は杜撰な体制及び対応についての監査請求であるので、外部の方に検証していただきたく個別外部監査を望む

2 事実証明書

- (1) 令和 6 年 9 月 9 日発の総務課からの文書と郵便封筒の写し
- (2) 令和 6 年 9 月 24 日発の土木管理課からの文書と郵便封筒の写し
- (3) 令和 6 年 9 月 30 日発の土木管理課からの文書と郵便封筒の写し
- (4) 令和 6 年 10 月 7 日発の土木管理課からの文書と郵便封筒の写し
- (5) 令和 6 年 10 月 15 日発の土木管理課からの文書と郵便封筒の写し

3 請求の受理

本件住民監査請求は、令和 6 年 12 月 19 日に要件審査を行った結果、法第 242 条第 1 項の規定による要件を満たしているものと認め、これを受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

本件住民監査請求の請求人が令和 6 年 9 月 6 日に提出し、同月 9 日に市が受け付けた行政文書開示請求に係る行政文書開示決定等期間延長通知に要した郵便代金が、違法又は不当な公金の支出であるか否かを監査対象事項とした。

なお、過去における郵便代金において、違法又は不当な公金の支出に当たる点があったか否かについては、請求内容が個別的、具体的に特定されていないため、監査対象事項とはしなかった。

2 監査対象部局

建設部土木管理課、総務部総務課

3 請求人による証拠の提出及び陳述

本件住民監査請求については、請求人から、法第 242 条第 7 項の規定による陳述を行わない旨の申出があったため、陳述の聴取を行わなかった。また、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

4 関係職員の陳述

令和 7 年 1 月 17 日に建設部及び総務部の関係職員に対し、陳述の聴取を行った。

第 3 個別外部監査契約に基づく監査の請求について

請求人は、杜撰な体制及び対応についての監査請求であるので、外部の方の検証を求めたいとし、個別外部監査契約に基づく監査を求めているので、これについて判断する。

監査委員は、常に公正不偏の態度を保持して監査を行う義務があり、請求人の主張する理由をもって本件住民監査

請求の監査が公正に行えないと認めることはできないため、個別外部監査契約に基づく監査を行わないものと決定した。

第4 監査の結果

1 主文

本件住民監査請求を棄却する。

2 事実関係

(1) 本件住民監査請求に係る主な経緯について

	日 付	内 容	郵便代金
①	令和6年9月9日	行政文書開示請求書を受付	
②	令和6年9月24日	行政文書開示決定等期間延長通知書を郵送	84 円
③	令和6年9月30日	開示請求者から内容の誤りについて指摘を受け、修正した行政文書開示決定等期間延長通知書を郵送	84 円
④	令和6年10月7日	開示請求者から内容の誤りについて指摘を受け、修正した行政文書開示決定等期間延長通知書を郵送	110 円
⑤	令和6年10月15日	開示請求者から内容の誤りについて指摘を受け、修正した行政文書開示決定等期間延長通知書を郵送	110 円

※通知書の通知日について、③は9月30日、④及び⑤は②と同日の9月24日付け

※令和6年10月1日から郵便代金改正

(2) 誤り内容について

(1)②における行政文書開示決定等期間延長通知書（以下「当初通知」という。）の誤り内容については、提出日の記載誤り、文字の欠落及び誤りであった。開示請求者からの指摘は、誤りがあるという事実のみであり、誤り内容についての言及はなかった。また、開示請求者から、誤りがあるため受け取ることができない申出があった。

(3) 行政文書開示決定等期間延長通知について

行政文書の開示請求があった場合、開示請求があった日から15日以内に開示決定等を行わなければならないが、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、45日以内に限り延長することができ、この場合、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならないことが、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第12条に規定されている。

【奈良市情報公開条例（抜粋）】

（開示決定等の期限）

第12条 前条第1項及び第2項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(4) 当初通知の効力について

当初通知の誤り内容によって、通知の効力に影響はないとの考え方が総務課から示された。

(5) 再通知の際の通知日について

当初通知に誤りがあった場合の手続を記したマニュアルはないが、本件住民監査請求の事案において再通知する場合の通知日については、実際に再通知した日ではなく、当初に通知した日のまま施行する考え方が総務課から示された。

3 監査委員の判断

請求人は、内容の誤った行政文書開示決定等期間延長通知の確認を怠り何度も郵送する杜撰な対応について、3回の郵送に要した郵便代金は不適正な支出であるという趣旨の主張をしているので、このことについて判断する。

本件住民監査請求は、事実関係(1)及び(2)のとおり、当初通知の内容に誤りがあったことに起因し、開示請求者からの指摘を受け修正はしたが、全ての修正に至るまでに3回の回数を要した事案である。このことは、誤り

内容について開示請求者から具体的に示されていないと言っているものの、所管課の注意力が十分でなかったことによるものであり、今後再発防止が求められるところである。

一方、誤りがあったことによって通知の効力に影響があったかについては、事実関係(3)及び(4)のとおり、開示決定等の期限を延長する場合、開示請求者に対し書面により通知しなければならないこととして、延長後の期間及び延長の理由が定められているが、今回の誤り内容は、通知すべき内容の根幹に関わるものではなく、当初通知においても効力があったものと言える。また、行政文書開示決定等期間延長通知書の項目にある「行政文書の件名」等の情報から、事実関係(1)①に関する通知文書であるとの特定ができ、他の文書と混同されるおそれもないと考えられることから、そもそも再通知自体が本来必須のものではなかったものとする。

誤りのない文書施行の必要性は言うまでもないことではあるものの、今回再通知を発出したのは、所管課が開示請求者からの申出に応じたことによるものであり、その結果郵便代金を要したとしても、それは通知文書の内容を開示請求者へ正確に伝えるための対応としての結果であるため、それ自体が不適正な支出で市に損害を与えているということとはできないものと判断する。

よって、本件住民監査請求の請求人の主張には理由がないため、主文のとおり決定する。

(令和 7 年 2 月 14 日掲示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第 4 号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 4 号）第 10 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 2 月 3 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
エクステリア川口	川口 明	奈良市大安寺町 544 番地の 12	令和 7 年 1 月 27 日

(令和 7 年 2 月 3 日掲示済)

奈良市企業局告示第 5 号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、令和 7 年 2 月 3 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 3 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 7 年 2 月 17 日

下水を排除及び下水を処理すべき区域	排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
中山町西二丁目 877-4 他	①	分流	大和郡山市額田部南町 160 奈良県浄化センター
東九条町 660-1 の一部他	②	分流	
南京終町四丁目 234-11	③	分流	
大宮町四丁目 270-7 他	④	分流	
北永井町 350-1	⑤	分流	
法蓮町 572-1	⑥	分流	
疋田町二丁目 681-4	⑦	分流	
恋の窪一丁目 270-1 他	⑧	分流	
北之庄町 487-3	⑨	分流	

位置図省略

(令和 7 年 2 月 3 日揭示済)

奈良市企業局告示第 6 号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示する。

令和 7 年 2 月 4 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	届 出 日
東尾建設	東尾 善弘	奈良市矢田原町 1124 番地	令和 7 年 1 月 31 日

(令和 7 年 2 月 4 日揭示済)

奈良市企業局告示第 7 号

奈良市流域関連公共下水道の事業計画を変更するにあたり、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図書は、令和 7 年 2 月 5 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 5 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

- 1 予定処理区域
6, 181. 83ha
- 2 工事着手の年月日
昭和 26 年 5 月 25 日
- 3 工事完成の予定年月日
令和 14 年 3 月 31 日

(令和 7 年 2 月 5 日揭示済)

奈良市企業局告示第 8 号

奈良市特定環境保全公共下水道（月ヶ瀬処理区）の事業計画を変更するにあたり、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図書は、令和 7 年 2 月 5 日から 2 週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 2 月 5 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

- 1 予定処理区域
67. 7ha
- 2 工事着手の年月日
平成 2 年 2 月 22 日
- 3 工事完成の予定年月日
令和 14 年 3 月 31 日

(令和 7 年 2 月 5 日揭示済)

奈良市企業局告示第 9 号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規程（平成 26 年奈良市企業局管理規程第 4 号）第 10 条の規定により、次のとおり公示する。

令和 7 年 2 月 13 日

奈良市公営企業管理者 増 田 聡

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社 each planning	代表取締役 西口 和哉	奈良市登美ヶ丘三丁目 12-9-203	令和 7 年 2 月 6 日

(令和 7 年 2 月 13 日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 2 号

令和 7 年 2 月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 2 月 13 日

奈良市教育委員会
教育長 北 谷 雅 人

1 日 時

令和 7 年 2 月 18 日（火） 午前 10 時 00 分から

2 場 所

奈良市役所 中央棟地下 1 階 B1 会議室

3 会議に付すべき事案

教育長報告

教育長報告（1）令和 6 年度 3 月補正予算要求額について

教育長報告（2）令和 7 年度予算要求額について

議案

議案第 36 号 奈良市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部改正について

議案第 37 号 令和 7 年度奈良市立学校の教材使用の承認について

議案第 38 号 「第二次奈良市子ども読書活動推進計画」の策定について

その他報告事項

その他報告事項（1）奈良市立小学校におけるいじめ事象について

傍聴受付は、開催日の午前 9 時 00 分から午前 9 時 50 分まで、教育政策課にて行います。定員は 5 名で、定員になり次第締切させていただきます。

(令和 7 年 2 月 13 日揭示済)

選 挙 管 理 委 員 会

奈良市選挙管理委員会告示第 1 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年 3 月 1 日現在において本市の選挙人名簿に登録される資格を有する者の登録日を令和 7 年 3 月 3 日とします。

令和 7 年 2 月 13 日

奈良市選挙管理委員会
委員長 植 田 茂
(令和 7 年 2 月 13 日揭示済)

農 業 委 員 会

奈良市農業委員会告示第 2 号

奈良市農業委員会令和 7 年 2 月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和 32 年奈良市農業委員会告示第 3 号）第 2 条第 1 項の規定により告示します。

令和 7 年 2 月 7 日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

1 日時

令和 7 年 2 月 14 日（金） 午後 1 時 30 分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号 奈良市役所 北棟 2 階 202 会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条、第 4 条及び第 5 条に関する許可申請及び届出について
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づく農用地利用集積等促進計画について
- (3) 農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）第 29 条第 1 号に該当する転用の届出について
- (4) 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の要件確認について
- (5) 水田利用転換届出について
- (6) 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 13 条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて
- (7) 地籍調査に伴う変更について
- (8) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第 58 号）第 3 条第 3 項の規定による特定農地貸付けの承認について
- (9) 知事許可について

(令和 7 年 2 月 7 日揭示済)